

はり師きゆう師養成施設自己点検表(広島県)

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

- ◆認定規則…あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則
- ◆指導ガイドライン…はり師及びきゆう師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領…広島県はり師きゆう師養成施設指導要領
- ◆施行令…あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令

点検事項	根拠規定	施設状況	適否	適否	確認書類(例)																																																													
1 学則等の内容に関する事項 (1) 学則に次の事項を必ず規定していること ① 養成施設の名称 ② 位置 ③ 教育課程(昼間又は夜間の別及び認定規則別表第1の教育内容ごとの単位数並びに時間数) ④ 養成施設の種類及び教育課程ごとの1学年の定員、修業年数及び学級数 ⑤ 養成施設の休日及び年間必要授業日数 ⑥ 教職員の職名及び定員並びに専任教員の定員 ⑦ 入学資格、入学者の選考の方法、入学手続 ⑧ 進級、卒業、退学及び除籍の基準 ⑨ 生徒納付金の種類及び金額並びに定められた納付金以外には徴収しない旨の規定	指導要領3		適	否	・学則 ・カリキュラム表 ・シラバス ・議事記録																																																													
	2 教員等に関する事項 (1) 養成施設の長は他に常勤の職を有していないか(専ら養成施設の管理の任に当たることができる者であるか) (2) 認定規則別表第1の教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのみ適当な数の教員を有すること	認定規則第2条第1項第4号、指導要領4(1) 認定規則第2条第1項第5号		適	否																																																													
認定規則別表第1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>教育内容</th> <th>単位数(はり師きゆう師)</th> <th>はり師</th> <th>きゆう師</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基礎分野</td> <td>科学的思考の基礎 人間と生活</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td>コミュニケーションを含む。</td> </tr> <tr> <td>人体の構造と機能 疾病の成り立ち、予防及び回復の促進</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td>運動学を含む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">専門基礎分野</td> <td>保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの理念</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td>社会保障制度及び職業倫理を含む。</td> </tr> <tr> <td>基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゆう学</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td>東洋医学概論及び経路経穴を含む。</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">専門分野</td> <td>臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゆう学</td> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td>あん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの適応の判断、病態生理学並びに生態観察を含む。</td> </tr> <tr> <td>社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゆう学</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実習</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>施術所における臨床実習前施術実技試験等を含む。</td> </tr> <tr> <td>臨床実習</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td>3単位以上は、学校若しくは養成施設附属の実習施設又はあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうを行う施術所において行うこと。</td> </tr> <tr> <td>総合領域</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td>あん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの歴史を含む。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td style="text-align: center;">94</td> <td style="text-align: center;">88</td> <td style="text-align: center;">86</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	教育内容	単位数(はり師きゆう師)	はり師	きゆう師	備考	基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活	14	14	14	コミュニケーションを含む。	人体の構造と機能 疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	12	12	運動学を含む。	専門基礎分野	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの理念	3	3	3	社会保障制度及び職業倫理を含む。	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゆう学	9	8	8	東洋医学概論及び経路経穴を含む。	専門分野	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゆう学	13	11	11	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの適応の判断、病態生理学並びに生態観察を含む。	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゆう学	2	2	2		実習	15	12	10	施術所における臨床実習前施術実技試験等を含む。	臨床実習	4	4	4	3単位以上は、学校若しくは養成施設附属の実習施設又はあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうを行う施術所において行うこと。	総合領域	10	10	10	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの歴史を含む。	合 計		94	88	86				適	否	
区分	教育内容	単位数(はり師きゆう師)	はり師	きゆう師	備考																																																													
基礎分野	科学的思考の基礎 人間と生活	14	14	14	コミュニケーションを含む。																																																													
	人体の構造と機能 疾病の成り立ち、予防及び回復の促進	12	12	12	運動学を含む。																																																													
専門基礎分野	保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの理念	3	3	3	社会保障制度及び職業倫理を含む。																																																													
	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゆう学	9	8	8	東洋医学概論及び経路経穴を含む。																																																													
専門分野	臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゆう学	13	11	11	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの適応の判断、病態生理学並びに生態観察を含む。																																																													
	社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゆう学	2	2	2																																																														
	実習	15	12	10	施術所における臨床実習前施術実技試験等を含む。																																																													
	臨床実習	4	4	4	3単位以上は、学校若しくは養成施設附属の実習施設又はあん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうを行う施術所において行うこと。																																																													
	総合領域	10	10	10	あん摩マッサージ指圧、はり及びきゆうの歴史を含む。																																																													
合 計		94	88	86																																																														
(3) 教員(選任及び兼任に限らず)は、認定規則別表第2に掲げる教育内容について、それぞれ次に掲げる者であるか 【基礎分野】 <input type="checkbox"/> 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については3年以上の勤務経験を有する者) <input type="checkbox"/> 担当科目について教員職員免許法第4条に規定する高等学校の教員の相当教科の免許状を有する者	認定規則第2条第1項第6号 指導要領4(2)		適	否	・教員名簿 ・就任承諾書 ・資格証 ・履歴書																																																													

はり師きゅう師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆認定規則…あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
- ◆指導ガイドライン…はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領…広島県はり師きゅう師養成施設指導要領
- ◆施行令…あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否 適 否	確認書類(例)				
<p>【専門基礎分野】</p> <p>① 医師</p> <p>② 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者</p> <p>③ 厚生労働大臣の指定したあはき教員養成機関を卒業した者</p> <p>④ 認定規則別表第2専門基礎分野の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当するものであるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯科医師(臨床医学以外の教育内容を教授する場合に限る。) ・ 担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ・ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) ・ 改正認定規則(平成元年)による改正前の「あはき」指定教員養成機関卒業生又は「はき」指定教員養成機関卒業生で、改正認定規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務していた者 ・ 改正認定規則(平成元年)による改正前の認定規則別表第3「解剖学生理学 衛生学(消毒法を含む。) ・ 診察概論 臨床各論」の項第3号に該当する者(改正認定規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。) ・ 理学療法士及び作業療法士(リハビリテーション医学に限る。) 	認定規則別表第2, 指導要領4(3)							
<p>【専門分野】</p> <p>① 医師</p> <p>② 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者</p> <p>③ 厚生労働大臣の指定したあはき教員養成機関を卒業した者</p> <p>④ 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</p> <p>⑤ 認定規則「別表第2 専門分野」の項に規定する『これと同等以上の知識及び経験を有する者』とは、次のいずれかに該当する者等であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 担当科目を含む分野を専攻する大学院修士課程又は博士課程を修了した者 ・ 担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助教については、3年以上の勤務経験を有する者) ・ 旧認定規則「別表第3」に規定する「はり」教員又は「きゅう」教員(改正認定規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。) 	認定規則別表第2, 指導要領4(4)							
<table border="1"> <tr> <td>基礎分野</td> <td>教授するのに適当と認められる者</td> </tr> <tr> <td>専門基礎分野</td> <td>次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マツサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業生」という。)</td> </tr> </table> <p>認定規則別表第2</p>	基礎分野	教授するのに適当と認められる者	専門基礎分野	次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マツサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業生」という。)				
基礎分野	教授するのに適当と認められる者							
専門基礎分野	次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状又は同令第65条の5に規定する特別支援学校の理療の教科の特別免許状(以下「特別支援学校の理療科の教員免許状」と総称する。)を有する者 三 厚生労働大臣の指定したあん摩マツサージ指圧はりきゅう教員養成機関を卒業した者(以下「養成機関卒業生」という。)							

はり師きゆう師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆認定規則…あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則
- ◆指導ガイドライン…はり師及びきゆう師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領…広島県はり師きゆう師養成施設指導要領
- ◆施行令…あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項		根拠規定	施設状況	適否 適 否	確認書類(例)									
	<p>専門分野 次の各号に掲げる者であって教育内容に関し相当の知識及び経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者</p> <p>一 医師 二 特別支援学校の理療科の教員免許状を有する者 三 養成機関卒業者 四 教育職員免許法施行規則第63条に規定する特別支援学校の理療の教科の臨時免許状を有する者</p>													
	(4) 教員のうち6人(1学年に30人を超える定員を有する養成施設にあっては、その超える数が30人までを増すごとに2を加えた数)以上は、認定規則別表第2専門基礎分野の項各号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員であるか	認定規則第2条第1項第7号												
	(5) 専任教員のうち2人は、(あはきの教育に関し)5年以上の経験を有しているか	指導要領4(8)												
	(6) 教員1人の授業時間は1週当たり15時間を標準としているか	指導要領4(9)												
	(7) 教員の出勤状況が確実に記録されているか	指導要領4(10)			・出勤簿									
	(8) はり、きゆうを行う施術所(以下「施術所」という。)、医療機関等において臨床実習を行う場合には、その進捗管理等を行うため、専任教員のうち、実習調整者を1名以上配置しているか	指導要領4(11)												
3 生徒に関する事項	(1) 入学資格の審査は確実にに行われているか(卒業(見込)証明書の提出)	指導要領5(2)			・卒業(見込)証明書 ・入学願書 ・判定会議議事録									
	(2) 1学級の定員は30名以下で、学則に定められた学生の定員を遵守しているか。 <small>(生徒数が着しく下回っている場合→今後の方針を聴取する。) ※平成11年1月12日医事第1号厚生労働省健康政策局医事課長通知</small>	認定規則第2条第1項第8号、指導要領5(1)			・学則 ・募集要項 ・学生名簿									
	(3) 入学者の選考は適正に行われているか <small>(複数面接、筆記試験、合格基準)</small>	指導要領5(3)												
	(4) 入学時期は厳正か、また、途中入学が行われていないか	指導要領5(4)												
	(5) 転学は、指定施設の相当学年相互の間においてのみ行われているか	指導要領5(5)												
	(6) 出席状況が確実に把握されているか	指導要領5(6)			・出席簿									
	(7) 出席状況の不良な者について、進級又は卒業の措置は適切か	指導要領5(6)												
	(8) 健康診断等保健衛生上、必要な措置がとられているか <small>※学校保健安全法準用</small>	指導要領5(7)												
4 授業に関する事項	(1) 授業は適切に行われているか <small>(昼間の課程においては、授業を昼間に行うこと。夜間授業は特にやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。)</small>	指導要領6(5)			・時間割									
	(2) 教育の内容は、認定規則別表第1及び指導ガイドライン別添に定めるもの以上であること	認定規則第2条第1項第3号			・時間割									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>教育内容</th> <th>単位数</th> <th>教育の目標</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活</td> <td>14</td> <td>科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。</td> </tr> <tr> <td>人体の構造と機能</td> <td>12</td> <td>人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。</td> </tr> </tbody> </table>	教育内容	単位数	教育の目標	基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。	人体の構造と機能	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。				
教育内容	単位数	教育の目標												
基礎分野 科学的思考の基盤 人間と生活	14	科学的・理論的思考力を育て、人間性を磨き、自由で主体的な判断と行動を培う。生命倫理、人の尊厳を幅広く理解する。 国際化及び情報化社会に対応できる能力を養う。 患者への適切な対応に必要なコミュニケーション能力を養う。												
人体の構造と機能	12	人体の構造と機能及び心身の発達を系統立てて理解できる能力を養う。												

はり師きゅう師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆認定規則…あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
- ◆指導ガイドライン…はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領…広島県はり師きゅう師養成施設指導要領
- ◆施行令…あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項			根拠規定	施設状況	適否 適 否	確認書類(例)
指導ガイドライン別添	専門基礎分野	疾病の成り立ち、その予防及び回復の促進	12	健康及び疾病について、その成り立ちと予防及び回復過程に関する知識を修得し、疾病についての理解力、観察力及び判断力を養う。		
		保健医療福祉とあん摩マッサージ指圧、はり及びきゅうの理念	3	保健医療福祉制度の中におけるあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の位置付けや職業倫理について学ぶ。 人々が生涯を通じて、健康や障害の状況に応じて社会資源を活用できるように必要な知識と基礎的な能力を養う。		
	専門分野	基礎あん摩マッサージ指圧学 基礎はり学 基礎きゅう学	9	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術の枠組みと理論を理解し、系統的な「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術を行うことのできる基礎的な能力を養う。		
		臨床あん摩マッサージ指圧学 臨床はり学 臨床きゅう学	13	「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」施術に必要な知識と技術を修得し、問題解決能力、適・不適の判断能力を養う。		
		社会あん摩マッサージ指圧学 社会はり学 社会きゅう学	2	現代社会における現状と課題を踏まえ、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の果たすべき役割について学び、「あん摩マッサージ指圧」、「はり、きゅう」に関しての社会的ニーズの多様化に対応できる能力を養う。		
		実習	15	社会的ニーズの多様化に対応した観察力、分析力を養い、適切な施術ができる能力を修得する。		
		臨床実習	4	あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師としての臨床における実践的能力及び保険の仕組みに関する実践的能力を習得し、患者への適切な対応を学ぶ。 また、施術者としての責任と自覚を養う。		
総合領域	10	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうは、伝統医療として経験が重視される施術であり、あん摩マッサージ指圧学、はり・きゅう学、医学及び人間教育等の学習が統合されて充実したものとなるよう総合的に理解する。 各学校がそれぞれの特色を発揮した教育を展開することによって、生涯を通じて地域や広く社会の期待に応えることができる能力を養う。				
(3) 単位の計算方法は適切であるか (1単位の授業時間数は、講義及び演習は15時間から30時間、実験・実習及び実技は30時間から45時間、臨床実習は45時間)			指導要領6(2) (3)			・時間割
(4) 夜間授業は適切であるか(18時以降1日4時間以内)(昼間授業は実習などやむを得ないと認められる場合に限り行うこと。)			指導要領6(6)			・時間割
(5) 学則に定められていない臨時休校等が行われていないか			指導要領6(7)			・時間割
(6) 教員が欠勤した場合の措置は適切であるか(振替授業等)			指導要領6(8)			
5 実習に関する事項	(1) 臨床実習施設として、附属の臨床実習施設又は施術所が確保されているか。また、必要に応じ医療機関等の実習施設を確保すること。なお、附属の臨床実習施設、施術所及び医療機関等とは、それぞれ次に掲げる施設をいうこと。		指導要領7(1) (2)(3)(4)			
	附属の臨床実習施設	当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設				

はり師きゅう師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆認定規則…あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
- ◆指導ガイドライン…はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領…広島県はり師きゅう師養成施設指導要領
- ◆施行令…あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項		根拠規定	施設状況	適否 適 否	確認書類(例)		
	<p>施術所</p> <p>次の要件を満たしている施術所</p> <p>ア 臨床実習における到達目標が設定されており、これに沿って実習が実施できること</p> <p>イ 5年以上の開業実績があること</p> <p>ウ 教員の資格を有するはり師、きゅう師、又は5年以上実務に従事した後、厚生労働省の定める基準に合った臨床実習指導者講習会を修了したはり師きゅう師である臨床実習指導者を配置していること</p> <p>エ 過去1年間の施術日の平均受診者数が5名以上であること</p> <p>オ 臨床実習の実施に関し必要な施設及び設備を利用することができること</p> <p>カ 施術所の開設者は、過去も含め療養費申請資格停止等の行政処分を受けていないこと</p> <p>キ 臨床実習を行うに当たり、患者に対して臨床実習を行うことを文書により同意を得ること</p> <p>医療機関等</p> <p>病院、診療所、スポーツ施設及び介護施設等の施設</p>						
	(2) 医療機関等における臨床実習は、1単位を超えない範囲での見学実習とすること	指導要領7(3)					
6 校舎に関する事項	(1) 適正な数の普通教室を有しているか(同時に授業を行う学級の数以上)	認定規則第2条第1項第9号					
	(2) 図書室を有しているか	指導要領8(1)					
	(3) 実習室を有しているか	認定規則第2条第1項第10号					
	(4) 各教室の面積は適正か ◇普通教室1.65㎡/人 ◇実習室2.1㎡/人	認定規則第2条第1項第11号					
	(5) 実習室は、ロッカールーム又は更衣室及び消毒設備並びに水道設備が整備されているか	認定規則第2条第1項第12号					
	(6) 実習室の机・椅子は、生徒数人を1組として実習を行い得るよう、適正に配置されているか	指導要領8(3)					
	(7) 校舎は確実に使用できる権利が確保されているか(原則として設置者所有、確実かつ長期の賃貸借契約)	指導要領8(4)					
	(8) 校舎は他の目的に併用されていないか	指導要領8(5)					
	(9) 事務室、消毒・手洗設備その他必要な施設を有しているか(配置構造)	認定規則第2条第1項第13号					
7 財政に関する事項	(1) 養成施設の運営は適正であるか(管理運営、財政上の健全性)	指導要領9(1)					
	(2) 養成施設の経理は明確に区分されているか(養成施設以外と)	指導要領9(2)					
	(3) 入学料、授業料等は適当な額であり、学則で定めた以外の生徒納付金は一切徴収していないか	指導要領9(3)					
8 事務に関する事項	(1) 各帳簿類は適正に管理されているか	指導要領10					
	<p>次に掲げる表簿が備えられ、学籍簿は20年、その他は5年間保存されていること</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>① 学則</td> </tr> <tr> <td>② 日課表</td> </tr> <tr> <td>③ 学校日誌</td> </tr> </table>	① 学則	② 日課表	③ 学校日誌			
① 学則							
② 日課表							
③ 学校日誌							

はり師きゆう師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆認定規則…あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則
- ◆指導ガイドライン…はり師及びきゆう師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領…広島県はり師きゆう師養成施設指導要領
- ◆施行令…あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項	根拠規定	施設状況	適否	適否	確認書類(例)																							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">④ 職員名簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑤ 履歴書</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑥ 出勤簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑦ 学籍簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑧ 出席簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑨ 健康診断に関する表簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑩ 入学者選考表簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑪ 在校者成績考査表簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑫ 資産原簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑬ 出納簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑭ 予算決算に関する表簿</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑮ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">⑯ 往復文書処理簿</td></tr> </table>	④ 職員名簿	⑤ 履歴書	⑥ 出勤簿	⑦ 学籍簿	⑧ 出席簿	⑨ 健康診断に関する表簿	⑩ 入学者選考表簿	⑪ 在校者成績考査表簿	⑫ 資産原簿	⑬ 出納簿	⑭ 予算決算に関する表簿	⑮ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録	⑯ 往復文書処理簿			適	否											
④ 職員名簿																												
⑤ 履歴書																												
⑥ 出勤簿																												
⑦ 学籍簿																												
⑧ 出席簿																												
⑨ 健康診断に関する表簿																												
⑩ 入学者選考表簿																												
⑪ 在校者成績考査表簿																												
⑫ 資産原簿																												
⑬ 出納簿																												
⑭ 予算決算に関する表簿																												
⑮ 器械器具・標本・模型・図書その他の備品目録																												
⑯ 往復文書処理簿																												
(2) 専任の事務職員配置されているか	認定規則第2条第1項第17号		適	否																								
<p>9 器械器具、標本及び模型</p> <p>次に掲げる器械器具、標本及び模型が備えられているか</p> <p>【器械器具】 一 専門基礎科目用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 20px;">イ</td> <td>解剖学・生理学実習用機器 (肺活量計, 心電計, 筋電計を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>臨床医学実習用機器 (血圧計, 聴診器, 神経学的検査用具, 角度計, 握力計, 背筋力計を含む。)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ハ</td> <td>顕微鏡</td> </tr> </table> <p>二 専門科目用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 20px;">イ</td> <td>消毒・保管機器 (煮沸消毒器, (以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧滅菌器, 紫外線消毒器)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">□</td> <td>皮膚温計, 皮膚電気抵抗計, 低周波治療器, 赤外線治療器及びホットパック</td> </tr> </table> <p>【標本及び模型】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>組織標本</td></tr> <tr><td>経穴人形</td></tr> <tr><td>デルトーム人形</td></tr> <tr><td>人体解剖模型</td></tr> <tr><td>人体骨格模型(等身大)</td></tr> <tr><td>関節種類模型(八種以上)</td></tr> <tr><td>筋模型</td></tr> <tr><td>脊髄横断模型</td></tr> <tr><td>脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)</td></tr> <tr><td>血管循環器系模型</td></tr> <tr><td>上・下肢解剖模型</td></tr> <tr><td>人体内臓模型</td></tr> <tr><td>呼吸器模型</td></tr> </table>	イ	解剖学・生理学実習用機器 (肺活量計, 心電計, 筋電計を含む。)	□	臨床医学実習用機器 (血圧計, 聴診器, 神経学的検査用具, 角度計, 握力計, 背筋力計を含む。)	ハ	顕微鏡	イ	消毒・保管機器 (煮沸消毒器, (以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧滅菌器, 紫外線消毒器)	□	皮膚温計, 皮膚電気抵抗計, 低周波治療器, 赤外線治療器及びホットパック	組織標本	経穴人形	デルトーム人形	人体解剖模型	人体骨格模型(等身大)	関節種類模型(八種以上)	筋模型	脊髄横断模型	脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)	血管循環器系模型	上・下肢解剖模型	人体内臓模型	呼吸器模型	認定規則第2条第1項第14号, 指導要領8(6)		適	否	
イ	解剖学・生理学実習用機器 (肺活量計, 心電計, 筋電計を含む。)																											
□	臨床医学実習用機器 (血圧計, 聴診器, 神経学的検査用具, 角度計, 握力計, 背筋力計を含む。)																											
ハ	顕微鏡																											
イ	消毒・保管機器 (煮沸消毒器, (以下はり師に係る認定施設に限る。) 高圧滅菌器, 紫外線消毒器)																											
□	皮膚温計, 皮膚電気抵抗計, 低周波治療器, 赤外線治療器及びホットパック																											
組織標本																												
経穴人形																												
デルトーム人形																												
人体解剖模型																												
人体骨格模型(等身大)																												
関節種類模型(八種以上)																												
筋模型																												
脊髄横断模型																												
脳及び神経系模型(中枢神経及び末梢神経を含むもの)																												
血管循環器系模型																												
上・下肢解剖模型																												
人体内臓模型																												
呼吸器模型																												

はり師きゅう師養成施設自己点検表(広島県)

- ◆認定規則…あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則
- ◆指導ガイドライン…はり師及びきゅう師養成施設指導ガイドライン
- ◆指導要領…広島県はり師きゅう師養成施設指導要領
- ◆施行令…あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行令

養成施設名

課程の別

(昼・夜・通・その他)

定員()名

修業年限

年

点検事項		根拠規定	施設状況	適否		確認書類(例)
				適	否	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 心臓解剖模型 腎臓及び泌尿器模型及び触覚器模型(外皮) </div>					
10 図書	(1) 教育上必要な専門図書(電子書籍を含む1,000冊以上)	認定規則第2条第1項第14号				
	(2) 学術雑誌(電子書籍を含む20種類以上)	指導要領8(6)				
11 その他の備品	(1) 机及び椅子(同時に授業を受ける生徒数と同数)	指導要領8(6)				
	(2) ベッド及びその附属品(1組当たり/3名以下)					
12 報告に関する事項	毎学年度開始後2か月以内に報告する年次報告は、遅滞なく報告しているか	施行令第4条第1項				